



(国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正)  
第七十九条 国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(平成六年政令第三百四十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「都道府県知事」を「地方社会保険事務局長又は社会保険事務所長」に改める。

(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部改正)

第八十条 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令(平成七年政令第一一六号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第四条」の下に「第十一条の二」を加える。

第十一条の次に次の二条を加える。

(認定の申請)

第十一条の二 法第十二条第一項の規定による厚生大臣の認定を受けようとする者は、厚生省令で定めるところにより、その居住地の都道府県知事を経由して、厚生大臣に申請書を提出しなければならない。

2 厚生大臣は、前項の申請書を提出した者につき法第十二条第一項の規定による認定をしたときは、その者の居住地の都道府県知事を経由して、認定書を交付するものとする。

第十二条の次に次の三条を加える。

(医療機関の指定)

第十二条の二 法第十二条第一項の規定による厚生大臣の指定を受けようとする病院若しくは診療所又は薬局の開設者(國を除く。以下同じ。)は、厚生省令で定める事項を記載した申請書を、その所在地の都道府県知事を経由して、厚生大臣に提出しなければならない。

2 法第十二条第一項の規定による厚生大臣の指定を受けようとする前項各号に掲げる事業者(以下「指定訪問看護事業者等」という。)であつて國以外のものは、厚生省令で定める事項を記載した申請書を、当該申請に係る訪問看護事業所(当該指定訪問看護事業者等が当該指定に係る事業を行なう事業所をいう。以下同じ。)の所在地の都道府県知事を経由して、厚生大臣に提出しなければならない。

(届出)

第十二条の三 法第十二条第一項の規定による厚生大臣の指定を受けた医療機関(以下「指定医療機関」という。)の開設者(國を除く。以下同じ。)は、当該医療機関がその名称を変更したとき、その業務の全部又は一部を休止したときその他の厚生省令で定める事項に該当するに至つたときは、その事項及び年月日を、その所在地(当該医療機関が指定訪問看護事業者等であるときは、当該指定に係る訪問看護事業所の所在地。次条において同じ。)の都道府県知事を経由して、速やかに、厚生大臣に届け出なければならない。

(指定辞退の申出)

第十二条の四 法第十二条第一項の規定により指定を辞退しようとする指定医療機関の開設者は、その旨を、その所在地の都道府県知事を経由して、厚生大臣に申し出なければならない。

第十三条の二 法第十二条第一項の規定による都道府県知事の指定を受けようとする病院若しくは診療所若しくは薬局の開設者又は指定訪問看護事業者等は、厚生省令で定める事項を記載した申請書を、その所在地(指定訪問看護事業者等があつては、当該申請に係る訪問看護事業所の所在地)の都道府県知事に提出しなければならない。

(準用)

第十三条の三 第十二条の三及び第十二条の四の規定は、法第十九条第一項の規定による都道府県知事の指定を受けた医療機関について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十二条の三 開設者(國を除く。以下同じ。)	開設者
---------------------------	-----

都道府県知事並びに「に委任する」を「(以下この項において「都道府県知事等」という。)が行うこととする」に改め、同項に後段として次のように加える。
--

第十九条の見出しを「(都道府県等が処理する事務)」に改め、同条第一項中「は、都道府県知事に委任し」を「に属する事務は、都道府県知事が行うこととし」に、「は、都道府県知事並びに」を「に属する事務は、都道府県知事並びに」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、法の規定中当該事務に係る厚生大臣に関する規定は、都道府県知事等に関する規定として都道府県知事等に適用があるものとする。

第十九条第二項中「権限」の下に「に属する事務」を加え、「行使する」を「行う」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(事務の区分)

第十二条 第二条 第三条第一項及び第二項、第四条、第十一条の二、第十二条の二、第十二条の三並びに第十二条の四(これらの規定を第十三条の三において準用する場合を含む)、第十三条の二並びに前条第一項の規定により都道府県並びに広島市及び長崎市が処理することとされる事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(中国残留邦人等の円滑な帰国後の自立の支援に関する法律施行令の一部改正)

第十八条 第二条 第十六条(平成八年政令第十八号)の一部を次のように改正する。

第一条に次の二条を加える。

3 第一条の規定により旧保険料免除期間又は新保険料免除期間とみなされた期間を有する者は、

厚生省令の定めるところにより、住所地(日本国内に住所がないときは、日本国内における最後の住所地。以下同じ。)の市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)を経由して管轄する地方社会保険事務局長又は社会保険事務所長に申し出なければならない。

第二条第一項中「都道府県知事に申し出で」を「住所地の市町村長を経由して管轄する地方社会保険事務局長又は社会保険事務所長に申し出ることにより」に改める。

(本則に次の二条を加える。

(事務の区分)

第十二条 第一条第三項及び第二条第一項の規定により市町村(特別区を含む。)が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(らい予防法の廃止に関する法律第六条に規定する援護に関する政令の一部改正)

第八十二条 第二条第一項中「都道府県知事に申し出で」を「住所地の市町村長を経由して管轄する地方社会保険事務局長又は社会保険事務所長に申し出ることにより」に改める。

本則に次の二条を加える。

(事務の区分)

第五条 第二条第二項(同条第五項において準用する場合を含む)、第六項、第七項、第九項、第十項及び第十三項並びに第三条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

本則に次の二条を加える。

(日本国及びドイツ連邦共和国において就労する者等に係る国民年金法及び厚生年金保険法の特例等に関する政令の一部改正)

第八十三条 (日本国及びドイツ連邦共和国の両国において就労する者等に係る国民年金法及び厚生年金保険法の特例等に関する政令(平成十年政令第三百四十四号)の一部を次のように改正する。)

目次中「第四章 経過的特例に関する事項」を「第三節 雜則(第三十二条の二)」に改める。

同条第二項中「第一条各号及び第二条各号に掲げる権限」に「同令第一条」を「同令第一条の二」に改め、同条第一項を削り、二条第二項各号に掲げる権限に、「同令第一条」を「同令第一条の二」に、「取り扱う」を「行う」に改め、同項を同条とする。

第三章第二节の次に次の二節を加える。

### 第三節 雜則

(権限の委任に関する特例)

第三十二条の二(協定第十七条の二)の規定によりドイツ保険者に提出された申請又は申告に係る厚生年金保険法施行令(昭和二十九年政令第百十号)第一条第一項各号に掲げる権限は、同条の規定にかかるわらず、社会保険庁長官が行う。

第三十三条第一項及び第二項ただし書中「都道府県知事」を「管轄する地方社会保険事務局長又は社会保険事務所長」に改める。

(介護保険法施行令の一部改正)

第八十四条 介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 介護老人保健施設(第三十六条・第三十七条)」を「第四章 事業者及び施設第一節 指定居宅介護支援第二節 介護老人保健施設」に改める。

援事業者(第三十五条の二)に改める。

設(第三十六条・第三十七条)」

第二条の次に次の二条を加える。

(法第七条第六項の政令で定める者)

第二条の二 法第七条第六項の政令で定める者は、次の各号に掲げる研修の課程を修了し、それぞれ当該各号に定める者から当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者(以下「訪問介護員」という。)とする。

一 都道府県知事の行う訪問介護員の養成に関する研修 当該都道府県知事

二 次項の規定により都道府県知事が指定する者(以下「訪問介護員養成研修事業者」という。)の行う研修であつて厚生省令で定める基準に適合するものとして都道府県知事の指定を受けたもの。(以下「訪問介護員養成研修事業者」という。)当該訪問介護員養成研修事業者

2 前項第二号の事業者の指定は、都道府県の区域ごとに、その指定を受けようとする者の申請により、次に掲げる要件を満たすと認められる者について、当該都道府県知事が行う。

一 厚生省令で定める基準に適合する訪問介護員養成研修事業者

2 厚生省令で定める基準に変更があつたとき、又は当該事業を廃止し、休止し、若しくは再開すること。

2 次に掲げる義務を適正に履行できると認められること。

イ 訪問介護員について、厚生省令で定める事項を記載した名簿を作成し、及びこれを都道府県知事に送付すること。

ロ 厚生省令で定める事項を満たすと認められる者について、当該都道府県知事が行う。

3 厚生省令で定める事項に変更があつたとき、又は当該事業を廃止し、休止し、若しくは再開したこと。

3 次に掲げる義務を適正に履行できると認められること。

イ 訪問介護員について、厚生省令で定める事項を記載した名簿を作成し、及びこれを都道府県知事に届け出ること。

ハ 訪問介護員養成研修事業の実施に関する情報の提供、当該事業の内容の変更その他の必要な指示を行つた場合に、当該指示に従うこと。

ハ 訪問介護員養成研修事業の実施に関する情報の提供、当該事業の内容の変更その他の必要な指示を行つた場合に、当該指示に従うこと。

ハ 訪問介護員養成研修事業の実施に関する情報の提供、当該事業の内容の変更その他の必要な指示を行つた場合に、当該指示に従うこと。

ハ 訪問介護員養成研修事業の実施に関する情報の提供、当該事業の内容の変更その他の必要な指示を行つた場合に、当該指示に従うこと。

3 都道府県知事は、訪問介護員養成研修事業者が、前項各号に掲げる要件を満たすことができなくなつたと認められるときは、当該訪問介護員養成研修事業者に係る第一項第二号の指定を取り消すことができる。

4 前三项に規定するもののほか、訪問介護員に関して必要な事項は、厚生省令で定める。

第四章の章名を次のように改める。

第四章 第四節 事業者及び施設

第三十六条の前に次の二節及び節名を加える。

(法第七十九条第二項第二号の政令で定める者)

第三十五条の二 法第七十九条第二項第二号の政令で定める者は、厚生省令で定める要件を満たす者について都道府県知事又はその指定する者が厚生省令で定めるところにより行う試験(以下「介護支援専門員実務研修受講試験」という。)に合格し、かつ、都道府県知事又はその指定する者が厚生省令で定めるところにより行う研修(以下「介護支援専門員実務研修」という。)の課程を修了し、当該都道府県知事が作成する介護支援専門員名簿に登録されている者とする。

2 都道府県知事は、前項の登録をした場合には、当該登録に係る介護支援専門員に対し、介護支援専門員登録証明書(以下「登録証明書」という。)を作成し、これを当該介護支援専門員に交付しなければならない。

3 登録証明書を交付した都道府県知事は、第一項に規定する者が次の各号のいずれかに該当しない、かつ、介護支援専門員として適当ないと認めるときは、同項の介護支援専門員名簿から消除するものとする。この場合において、当該都道府県知事は、当該者に対し、登録証明書の返還を求めなければならない。

4 第一項の介護支援専門員実務研修受講試験を行つた者に係る都道府県知事の指定は、厚生省令で定めるところにより、都道府県の区域ごとに、その指定を受けようとする者の申請により、次に掲げる要件を満たすと認められる者について、当該都道府県知事が行う。

一 保護、医療又は福祉に関連する事業を行う民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人その他公益を目的として保健、医療又は福祉に関連する事業を行う法人又は団体(第六項第一号において「公益法人等」という。)であること。

2 介護支援専門員実務研修受講試験を適正かつ継続的に実施する能力があると認められること。

3 次に掲げる義務を適正に履行できると認められる事。

イ 厚生省令で定める事項を変更するとき、又は当該事業を廃止するときは、あらかじめ、当該変更に係る内容及び時期又は当該廃止の時期並びに理由を記載した書面を添えて、都道府県知事の承認を受けること。

ロ 厚生省令で定める事項を変更するときは、あらかじめ、当該変更に係る内容、時期及び理由を都道府県知事に届け出ること。

ハ 毎年度、当該指定に係る事業の計画を作成し、これを都道府県知事に提出し、及び当該事業の終了後、速やかに、当該事業の実績を都道府県知事に報告すること。

2 介護支援専門員実務研修受講試験の実施に関する情報の提供、当該事業が当該事業に係る第一項の指定を取り消すことができる。

6 第一項の介護支援専門員実務研修を行う者に係る都道府県知事が指定は、厚生省令で定めるところにより、都道府県の区域ことに、その指定を受けようとする者の申請により、次に掲げる要件を満たすと認められる者について、当該都道府県知事が行う。

二 介護支援専門員実務研修を適正かつ継続的に実施する能力があると認められること。

三 次に掲げる義務を適正に履行できると認められること。

イ 厚生省令で定める事項を変更するとき、又は当該事業を廃止するときは、あらかじめ、当該変更に係る内容及び時期又は当該廃止の時期並びに理由を記載した書面を添えて、都道府県知事の承認を受けること。

ロ 厚生省令で定める事項を変更するときは、あらかじめ、当該変更に係る内容、時期及び理由を都道府県知事に届け出ること。

ハ 介護支援専門員について、厚生省令で定める事項を記載した名簿を作成し、及びこれを都道府県知事に送付すること。

二 每年度、当該指定に係る事業の計画を作成し、これを都道府県知事に提出し、及び当該事業の終了後、速やかに、当該事業の実績を都道府県知事に報告すること。

本 介護支援専門員実務研修の実施に関する指定期定並びに第五項及び前項の規定による取消しを行ったときは、その旨を公示しなければならない。

二 都道府県知事は、介護支援専門員実務研修を行う者が、前項各号の要件を満たすことができなくなつたと認められるときは、当該介護支援専門員実務研修を行う者に係る第一項の指定を取り消すことができる。

八 都道府県知事は、第四項及び第六項の規定による指定期定並びに第五項及び前項の規定による取消しを行ったときは、その旨を公示しなければならない。

九 前各項に規定するものほか、介護支援専門員実務研修受講試験及び介護支援専門員実務研修に関する必要な事項は、厚生省令で定める。

**第二節 介護老人保健施設**

第三十六条の表第三十条の項中、「前条第一項」を「第二十九条第一項」に、「第一百二条」を「第一百二十九条第一項」に改める。

四十四条の表第一百三十六条第四項、第五項及び第七項の項中、「第一百三十六条第四項、第五項及び第七項」を「第一百三十六条第四項から第六項まで」に改める。

四十五条中、「から第七項まで」を「から第六項まで」に、「同条第四項、第五項及び第七項」を「二条第一項」に改める。

五十四条の表第一百三十四条第三項の項を削る。

第五十四条の表第一百三十四条第四項の項中、「第一百三十四条第四項」を「第一百三十四条第三項」に改め、同表第一百三十四条第五項の項中、「第一百三十四条第五項」を「第一百三十四条第四項」に改める。第五十六条の表第一百三十六条第四項、第五項及び第七項の項中、「第一百三十六条第四項、第五項及び第七項」を「第一百三十六条第四項から第六項まで」に改める。

(訪問介護員養成研修の経過措置)

第四条 次に掲げる者は、訪問介護員養成研修の課程を修了した者とみなす。

一 この政令の施行の際現に訪問介護員養成研修に相当するものとして都道府県知事が認める研修を受講中の者であつて、この政令の施行後当該研修の課程を修了し、厚生省令で定めるところにより、当該研修の事業を行つた者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたもの

三 この政令の施行の際現に老人居宅介護等事業（施行法第二十条の規定による改正前の老人居宅介護等事業（昭和三十八年法律第二百三十二号）第五条の二第二項に規定する老人居宅介護等事業をいう。）に従事した経験を有する者であることを認める旨の証明書の交付を受けたもの

二 号に掲げる者と同等の知識及び技術を有すると認められる者であることを認める旨の証明書の交付を受けたもの

(介護支援専門員実務研修等の経過措置)

第五条 次に掲げる者は、介護支援専門員実務研修を修了している者とみなす。介護支援専門員名簿に登録するものとする。

一 この政令の施行の際現に介護支援専門員実務研修に相当するものとして都道府県知事が認めれる研修の課程を修了したことにつき、当該研修の事業を行つた者から交付された当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けている者

二 この政令の施行の際現に介護支援専門員実務研修に相当するものとして都道府県知事が認められる研修を受講中であり、この政令の施行後当該研修の課程を修了したことにつき、当該研修の事業を行つた者から交付された当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けている者

三 第三十五条の第二項の規定は、前項の規定により介護支援専門員名簿への登録を受けた者について準用する。

四 この政令の施行の際現に介護支援専門員実務研修受講試験に相当するものとして都道府県知事が認める試験に合格している者は、介護支援専門員実務研修受講試験に合格した者とみなす。

(附則)

第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、第四十八条、第四十九条及び第六十九条の規定は、平成十四年八月一日から施行する。

第二条 この政令の施行の際現に第一条の規定による改正前の健康保険法施行令（以下この条において「旧政令」という。）第七十三条の規定による申立若しくは請求又はこの政令の施行前に旧政令第七十三条若しくは第三十九条の規定による申立若しくは請求又は新規の規定により都道府県知事がした旧政令第三十九条、第四十九条、第五十四条第一項、第五十五条第二項若しくは第七十一条の規定による指揮、認可若しくは命令は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後における第一条の規定による改正後の健康保険法施行令（以下この条において「新政令」という。）の適用については、それ新規の規定により地方社会保険事務局長に対してされた新規の規定により地方社会保険事務局長がした新規の第三十九条の規定による申立若しくは請求又は新規の規定により地方社会保険事務局長がした新規の第三十九条、第四十九条、第五十五条第一項若しくは第七十一条の規定による指揮、認可若しくは命令とみなす。

第三条 この政令の施行前に旧政令第七十三条の規定により都道府県知事がした新規の第三十九条の規定により地方社会保険事務局長がした新規の第三十九条、第四十九条、第五十五条第一項若しくは第七十一条の規定による指揮、認可若しくは命令とみなす。

四 第四条第一項、第五十五条若しくは第七十一条の規定による指揮、認可若しくは命令とみなす。

五 この政令の施行前に旧政令第七十三条の規定により都道府県知事がした新規の第三十九条の規定により地方社会保険事務局長がした新規の第三十九条、第四十九条、第五十五条第一項若しくは第七十一条の規定による指揮、認可若しくは命令とみなす。

六 この政令の施行前に旧政令第七十三条の規定により都道府県知事がした新規の第三十九条の規定により地方社会保険事務局長がした新規の第三十九条、第四十九条、第五十五条第一項若しくは第七十一条の規定による指揮、認可若しくは命令とみなす。

七 この政令の施行前に旧政令第七十三条の規定により都道府県知事がした新規の第三十九条の規定により地方社会保険事務局長がした新規の第三十九条、第四十九条、第五十五条第一項若しくは第七十一条の規定による指揮、認可若しくは命令とみなす。

八 この政令の施行前に旧政令第七十三条の規定により都道府県知事がした新規の第三十九条の規定により地方社会保険事務局長がした新規の第三十九条、第四十九条、第五十五条第一項若しくは第七十一条の規定による指揮、認可若しくは命令とみなす。

九 この政令の施行前に旧政令第七十三条の規定により都道府県知事がした新規の第三十九条の規定により地方社会保険事務局長がした新規の第三十九条、第四十九条、第五十五条第一項若しくは第七十一条の規定による指揮、認可若しくは命令とみなす。

十 この政令の施行前に旧政令第七十三条の規定により都道府県知事がした新規の第三十九条の規定により地方社会保険事務局長がした新規の第三十九条、第四十九条、第五十五条第一項若しくは第七十一条の規定による指揮、認可若しくは命令とみなす。

十一 この政令の施行前に旧政令第七十三条の規定により都道府県知事がした新規の第三十九条の規定により地方社会保険事務局長がした新規の第三十九条、第四十九条、第五十五条第一項若しくは第七十一条の規定による指揮、認可若しくは命令とみなす。

十二 この政令の施行前に旧政令第七十三条の規定により都道府県知事がした新規の第三十九条の規定により地方社会保険事務局長がした新規の第三十九条、第四十九条、第五十五条第一項若しくは第七十一条の規定による指揮、認可若しくは命令とみなす。

十三 この政令の施行前に旧政令第七十三条の規定により都道府県知事がした新規の第三十九条の規定により地方社会保険事務局長がした新規の第三十九条、第四十九条、第五十五条第一項若しくは第七十一条の規定による指揮、認可若しくは命令とみなす。

十四 この政令の施行前に旧政令第七十三条の規定により都道府県知事がした新規の第三十九条の規定により地方社会保険事務局長がした新規の第三十九条、第四十九条、第五十五条第一項若しくは第七十一条の規定による指揮、認可若しくは命令とみなす。

(児童福祉法施行令の一部改正に伴う経過措置)

6

6

6

6

6

6

6

6

6

6

6

6

6

6

6

6

6

6

6

6

6

6

6

6